

産官学連携活動利益相反マネジメント委員会規程

制定 令和6年9月26日

第1章 総則

(目的)

第1条 龍谷大学及び龍谷大学短期大学部（以下「本学」という。）が定める利益相反マネジメントポリシーに基づき、本学において実施される企業等との学外共同研究，受託研究，技術移転活動又は奨学寄付金の受入れ等の研究活動（以下「産官学連携活動」という。）における利益相反に関する重要事項を調査，審議，審査することを目的として，産官学連携活動利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第2条 委員会は，次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副学長の中から学長が指名する者 1名
 - (2) 研究部長
 - (3) Ryukoku Extension Center長
 - (4) 知的財産センター長
 - (5) 研究部事務部長
 - (6) Ryukoku Extension Center事務部長
 - (7) 知的財産センター事務部長
 - (8) 総務部長
 - (9) その他学長が必要と認める者
- 2 前項第9号の委員の任期は1年とする。ただし，再任を妨げない。
- 3 委員会に委員長を置き，第1項第1号の委員をもって充てる。
- 4 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。
- 5 委員長に事故あるときは，第1項第2号の者がその職務を代行する。

(定足数)

第3条 委員会の定足数は，委員の過半数とする。

(審議事項)

第4条 委員会は，次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反の適切なマネジメントに関すること。
- (2) 利益相反の審査及び調査に関すること。
- (3) 利益相反マネジメントポリシーに関すること。
- (4) その他利益相反に関すること。

(対象)

第5条 この規程における対象者（以下「教員等」という。）とは，次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 専任教育職員
- (2) 特別任用教員
- (3) 龍谷ミュージアムに所属する教育職員

(4) その他、委員会において必要と定める者

(申告)

第6条 教員等は、当該産官学連携活動の開始時まで、委員会に対して、産官学連携活動に関係する企業等との経済的な利益関係について申告するものとする。

2 前項の申告の対象となる個人の経済的利益については、別に定める。

3 前2項の規定に関わらず、教員等は、公的機関との委託研究開発契約、補助金交付に係る申請において委員会の審査が必要な場合は、委員会に申告し、審査等を受けることができる。

4 委員会は、申告対象でありながら、未申告が疑われる案件を確認した場合は、当該の教員等に対し申告を求め、この規程に基づく手続きが終了するまでの間、産官学連携活動を中断させることができる。

(審査及び調査)

第7条 委員会は、前条の申告について、提出された自己申告書の内容に基づき、利益相反について改善を要するか否かを審査する。

2 委員会は、申告のあった産官学連携活動に関わる研究者に対し、事情聴取及び調査を行い、問題の有無及び必要な処置について検討し、必要に応じて、当該利益相反問題を回避又は是正するため、助言、是正勧告を行う。

(不服申立て)

第8条 教員等は、前条第2項の改善要請に不服がある場合は、改善要請の通知を受けた日から2週間以内に不服申立てを行うことができる。

2 不服申立てを行う教員等(以下「不服申立人」という。)は、所定の不服申立書を委員長に提出しなければならない。

3 前項の規定により不服申立てが行われた場合は、委員会は、速やかに再審査を行うものとする。

(委員の責務)

第9条 委員会において、委員に関連する申告内容を審査又は調査する場合、当該委員は当該審査又は調査に加わってはならない。

(守秘義務)

第10条 個人情報並びに研究及び技術上の情報を適切に保護するため、委員会の委員及び関係者は、正当な理由なく、委員会における活動によって知り得た情報を他に開示してはならない。

(委員会の議事及び運営)

第11条 この規程に定めるほか、委員会の議事及び運営に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第12条 この規程に関する事務は、研究部及びRyukoku Extension Center事務部が協働して行う。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、評議会において決定する。

付 則

この規程は、制定日（令和6年9月26日）から施行する。